

○奄美市移動支援事業実施要綱（平成18年10月1日告示第165号の6）

○奄美市移動支援事業実施要綱

平成18年10月1日告示第165号の6

改正

平成26年4月1日告示第48号の8

奄美市移動支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、屋外での移動が困難な障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）に対して、外出のための支援を行う奄美市移動支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

（事業の実施）

第2条 この事業の実施については、適切な事業運営を行うことができると認められる団体等（以下「事業者」という。）に委託するものとする。

（対象者）

第3条 事業の対象者は、市内に居住地を有する障害者等であって、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）に移動の支援の必要があると市長が認めたものとする。

（利用の申請）

第4条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、奄美市移動支援事業利用申請書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

（利用の決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を奄美市移動支援事業利用決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（利用の変更及び廃止）

第6条 利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項に該当するときは、奄美市移動支援事業利用変更届（別記第3号様式）により、速やかに、市長に届け出なければならない。

- （1）利用者の住所等を変更したとき。
- （2）利用者の心身状況に大きな変化があったとき。
- （3）利用の中止をしようとするとき。

（利用の取消し）

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による利用決定を取り消すことができる。

- （1）この事業の対象者でなくなったとき。
- （2）不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。
- （3）その他市長が利用を不相当と認めたとき。

（利用の方法）

第8条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、第5条に規定する利用決定通知書を事業者に提示し、直接依頼するものとする。

（利用料等）

第9条 利用者は、利用料として事業の利用に要する経費の1割を事業者に支払うものとする。ただし、有料駐車場等を使用したときは、利用料とは別に当該有料駐車場等の使用に係る実費を負担しなければならない。

（利用料の免除）

第10条 市長は、利用者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、前条に規定する利用

料を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和24年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている世帯
- (2) その他前号に準ずる世帯として特に市長が認めた世帯
(委託料)

第11条 市長は、次の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に定める所定単位数により算出した事業の実施に係る費用から第9条本文に規定する利用料を差し引いた金額（以下「委託料」という。）を事業者に対して支払うものとする。

(1) 身体介護を伴う場合 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第169号。以下「算定基準」という。）に規定する身体介護の例による所定単位数

(2) 身体介護を伴わない場合 算定基準に規定する家事援助の例による所定単位数

2 事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までに、市長に対し、当該月に係る委託料を一括して請求するものとする。

3 市長は、前項の請求のあった日の翌月末までに事業の実施の内容を確認の上、委託料を支払うものとする。

一部改正〔平成26年告示48号の8〕

(遵守事項)

第12条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、従業者、会計及び利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備しなければならない。

5 事業者及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第48号の8）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別記

第1号様式

(第4条関係)

第2号様式

(第5条関係)

第3号様式

(第6条関係)